

2023
年度

団体傷害保険 団体疾病保険

ご加入のご案内

保険期間 2023年7月31日午後4時から2024年7月31日午後4時まで 1年間

日常生活のケガと病気、各々の分野を補償する保険です。
年々高まるケガと病気への不安…
高騰する医療費の備えに是非ご加入ください!

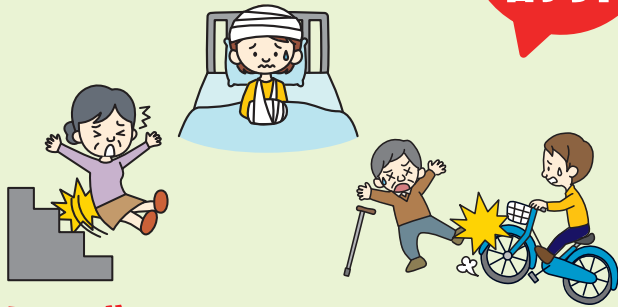


団体傷害保険

団体疾病保険

団体傷害保険

40.15%
割引

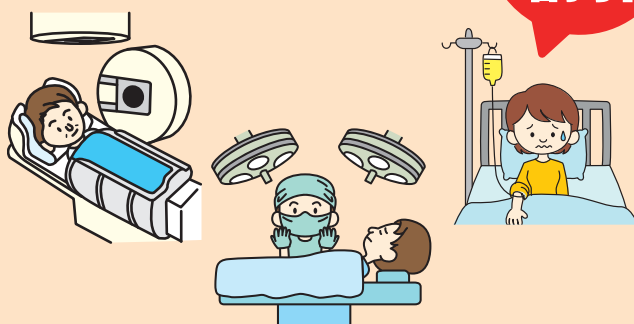


ケガによる入院・通院、
日常の賠償事故を補償します!

●「オール傷害ワイドプラン」は特定感染症による入院・通院・後遺障害もお支払いの対象となる場合があります。(2023年3月現在)

団体疾病保険

33.5%
割引



病気による入院・手術・退院後の通院、
三大疾病診断保険金および病気・ケガによる先進医療費用保険金等をお支払いします!

※補償内容はご加入いただくタイプにより異なります。

申込締切日(注) **6月2日(金)**

(注) 中途での加入も随時受け付けます。詳しくは各協会・弘済会もしくは代理店・扱者までご連絡ください。

<自動継続の取扱いについて>

●前年にご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。)
ただし、団体疾病保険へ既にご加入いただいている方でご継続時のご年齢が満70才、75才、80才、85才となる方は、継続にあたって申込票のご提出が必要ですのでご注意ください。

団体保険契約者(この保険は以下の協会・弘済会が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。)

- | | | |
|------------------|------------------|------------------|
| 一般社団法人 東北地域づくり協会 | 一般社団法人 関東地域づくり協会 | 一般社団法人 北陸地域づくり協会 |
| 一般社団法人 中部地域づくり協会 | 一般社団法人 近畿建設協会 | 一般社団法人 中国建設弘済会 |
| 一般社団法人 四国クリエイト協会 | 一般社団法人 九州地域づくり協会 | |

- 保険の特長
- 申込人となれる方・被保険者の範囲

傷害保険、疾病保険ではそれぞれ補償内容が異なります。(傷害保険はケガを、疾病保険は病気を補償する保険となっております。)
 傷害保険、疾病保険両方にご加入いただくことをオススメします!



団体傷害保険 ケガの補償 ▶ P3~P19

保険の特長

- 国内・国外、業務上・業務外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によるケガを24時間補償します。
(交通傷害プランの場合は交通事故による傷害事故にかぎります。)
- 入院、通院1日目から保険金をお支払いします。
しかも入院は事故の発生の日から1,000日までのロング補償!
(交通傷害プランの場合)
- ご家族全員の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが対象となります。
(家族型の場合)
- 思わぬときの個人賠償責任補償付きです。
(国外での事故も補償します。)

こんな時に…
 ・ケガによる入院・通院 など
 ・日常の賠償事故



お申込人となれる方

国土交通省の退職者ご本人

被保険者となれる方

被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲は、国土交通省退職者本人およびその家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。)です。

【家族型】被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。

※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

【夫婦型】被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。

※被保険者本人との続柄はケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

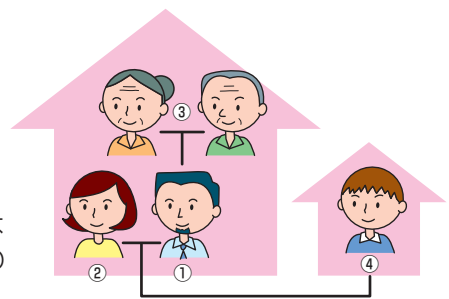
【個人型】被保険者本人のみが保険の対象となります。

家族型のカバーするご家族の範囲

被保険者(=ご本人)を基準とした、以下①~④に該当する方

- ①被保険者本人
- ②被保険者本人の配偶者
- ③被保険者本人またはその配偶者の同居の親族
(6親等内の血族、3親等内の姻族)
- ④被保険者本人またはその配偶者の別居の未婚の子
(注)未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

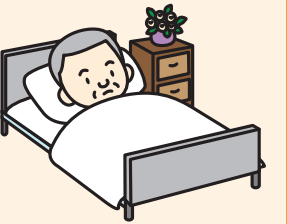


団体疾病保険 病気の補償 ▶ P20~P38

保険の特長

- 病気による入院・手術・放射線治療・退院後通院を補償します。
- 三大疾病診断保険金をお支払するタイプです。
(ご加入タイプがJ、K、N、Q、U、V型の場合は、対象外となります。)
- 先進医療はケガでも病気でも補償対象です。
- 退職者ご本人の配偶者やお子さま・同居のお孫さま※にも、ご本人と同じ33.5%の割引でご加入いただけます!
※被保険者の範囲については、下記をご参照ください。
- 他の給付(健康保険、生命保険等)とは関係なく保険金が支払われます。

こんな時に…
 ・がん
 ・心筋梗塞
 ・脳卒中 など



お申込人となれる方

国土交通省の退職者ご本人

被保険者となれる方

- ①被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、国土交通省退職者本人およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。)です。
 - ②生後15日以上満89才以下の方(2023年7月31日時点)
 - ③健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
- (*)申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

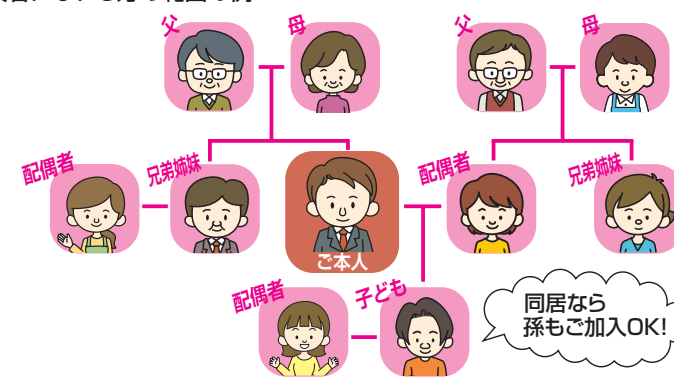
「家族も入れる」ウレシイ話。

この団体契約は退職者ご本人を基点として、以下のご家族の方にご加入いただくことができます!

【被保険者(補償の対象者)本人(*)としてご加入いただける方の範囲】

- ①退職者ご本人
- ②配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹
- ③退職者ご本人と同居の②以外の親族※

<被保険者になれる方の範囲の例>



②は別居でもOK
 ③は同居が必要

※親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

団体傷害保険

(傷害総合保険)

自動継続適用

保険の特長

- 国内・国外、業務上・業務外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によるケガを24時間補償します。
(交通傷害プランの場合は交通事故による傷害事故にかぎります。)
- 入院、通院1日目から保険金をお支払いします。しかも交通傷害プランの場合、入院日数1,000日までのロング補償!
- 家族型の場合にご家族全員の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが対象となります。
- 思わぬときの賠償責任補償付きです。(国外での事故も補償します。)

基本補償

■傷害事故



料理中にやけど

※交通傷害プランの場合は交通事故による傷害事故にかぎります。

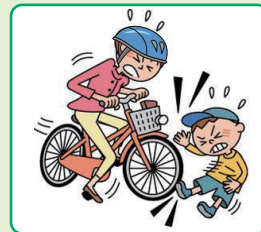


スポーツ中にケガ

■賠償事故



飼い犬が他人に噛みついてケガを負わせた



自転車で他人にケガを負わせた

天災危険補償

(オール傷害ワイドプランのみ)

天災事故(地震・噴火またはこれらによる津波)が原因で生じた傷害事故に対して、保険金をお支払いする特約です。(賠償事故は対象外です。)



地震が原因でケガ

特定感染症危険補償

(オール傷害ワイドプランのみ)

O-157、SARSなどによる入院・通院・後遺障害も補償します。死亡された場合は300万円を限度に葬祭費用も補償します。(発病の日から180日以内)



O-157に感染し入院

オプション補償

■住宅内生活用動産

日本国内で、住宅内の家財等が火災・水災や破損などにより損害を被った場合に保険金をお支払いします。



火災による家財の損害

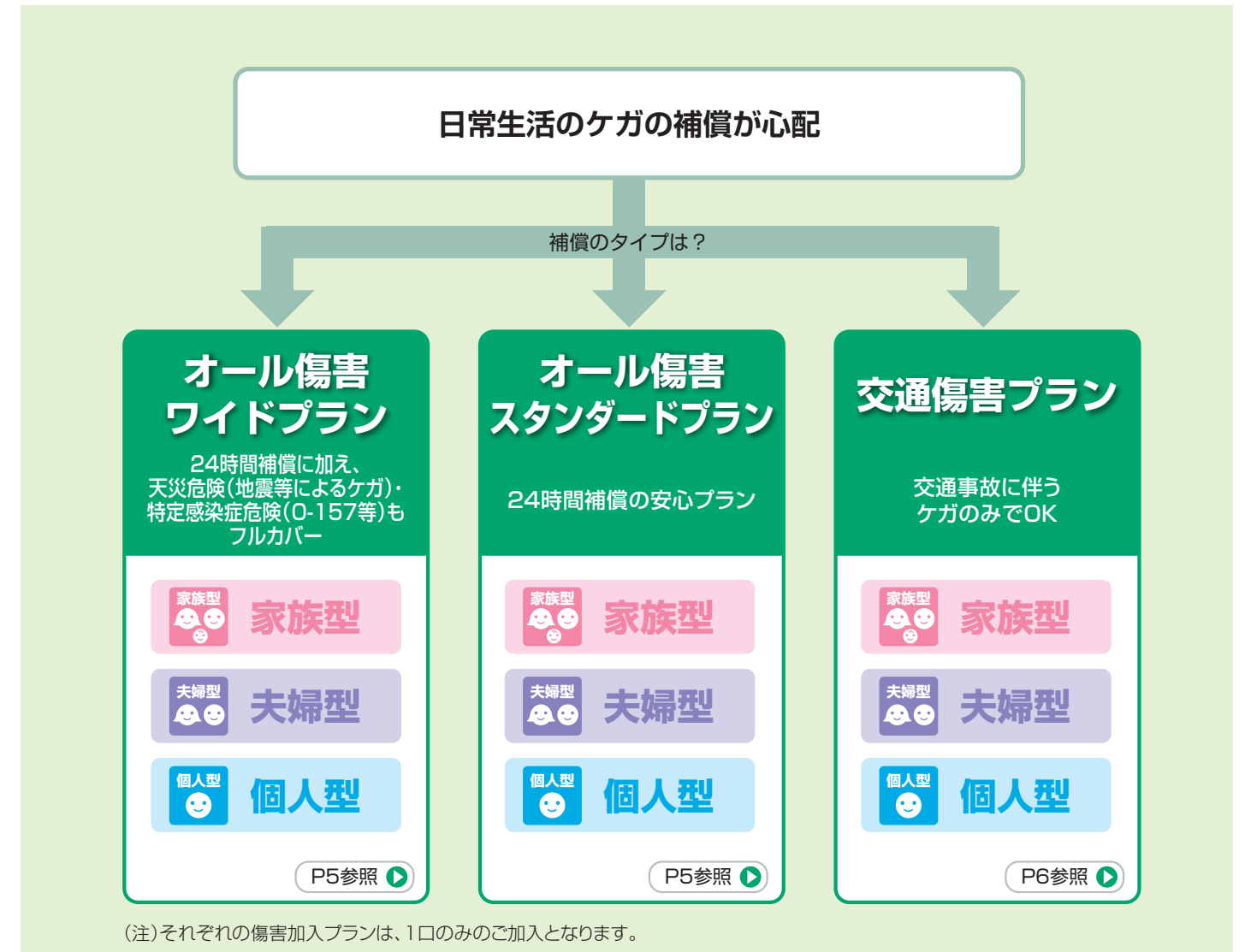


掃除中の家財の破損



水漏れを出した

『補償内容の幅広さ』と『被保険者(保険の対象となる方)』でプランをご選択いただけます。



オプション補償 (基本プランにセット可能)

住宅内生活用動産

家族型 夫婦型 個人型

P6参照

オール傷害ワイドプラン

※天災危険補償特約、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約、入院保険金支払限度日数変更特約(180日)、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

40.15% 割引 団体割引 30%
優良割引 5%
大口割引 10%

保険料と保険金額 保険期間：1年間、職種級別：A級、団体割引30%、優良割引5%、大口割引10%

加入タイプ	加入タイプ		OWF1型	OWF2型	OWF3型			
家族型 家族型	保険金額	傷害補償	保険料(一時払)					
			本人	死亡・後遺障害	800万円	1,000万円	1,400万円	
				入院保険金日額	3,500円	5,000円	6,000円	
				手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍			
			配偶者・その他親族	死亡・後遺障害	400万円	500万円	700万円	
				入院保険金日額	2,500円	4,000円	5,000円	
	手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍						
	個人賠償責任補償		通院保険金日額	2,000円	2,500円	4,000円		
	個人賠償責任補償		支払限度額	1億円	1億円	1億円		
	夫婦型 夫婦型	保険金額	傷害補償	保険料(一時払)				
				本人・配偶者	死亡・後遺障害	800万円	1,200万円	1,600万円
					入院保険金日額	5,000円	7,000円	12,000円
手術保険金					〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍			
個人賠償責任補償				通院保険金日額	4,000円	6,000円	8,000円	
				支払限度額	1億円	1億円	1億円	
		個人賠償責任補償		支払限度額	1億円	1億円	1億円	
個人型 個人型		保険金額	傷害補償	保険料(一時払)				
				本人	死亡・後遺障害	700万円	1,200万円	1,400万円
					入院保険金日額	4,500円	6,500円	9,000円
					手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍		
				個人賠償責任補償	通院保険金日額	3,000円	4,000円	6,000円
	支払限度額				1億円	1億円	1億円	
	個人賠償責任補償		支払限度額		1億円	1億円	1億円	

交通傷害プラン

※交通傷害危険のみ補償特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

40.15% 割引 団体割引 30%
優良割引 5%
大口割引 10%

保険料と保険金額 保険期間：1年間、団体割引30%、優良割引5%、大口割引10%

加入タイプ	加入タイプ		OF5型	OF6型	OF7型			
家族型 家族型	保険金額	傷害補償	保険料(一時払)					
			本人	死亡・後遺障害	1,000万円	2,500万円	3,500万円	
				入院保険金日額	4,500円	9,000円	15,000円	
				手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍			
			配偶者・その他親族	死亡・後遺障害	500万円	1,250万円	1,750万円	
				入院保険金日額	3,000円	6,000円	10,000円	
	手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍						
	個人賠償責任補償		通院保険金日額	2,000円	4,000円	6,600円		
	個人賠償責任補償		支払限度額	1億円	1億円	1億円		
	夫婦型 夫婦型	保険金額	傷害補償	保険料(一時払)				
				本人・配偶者	死亡・後遺障害	390万円	880万円	1,850万円
					入院保険金日額	4,000円	7,500円	15,000円
手術保険金					〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍			
個人賠償責任補償				通院保険金日額	2,500円	5,000円	10,000円	
				支払限度額	1億円	1億円	1億円	
		個人賠償責任補償		支払限度額	1億円	1億円	1億円	
個人型 個人型		保険金額	傷害補償	保険料(一時払)				
				本人	死亡・後遺障害	690万円	1,780万円	1,910万円
					入院保険金日額	6,000円	10,000円	15,000円
					手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍		
				個人賠償責任補償	通院保険金日額	4,000円	6,600円	10,000円
	支払限度額				1億円	1億円	1億円	
	個人賠償責任補償		支払限度額		1億円	1億円	1億円	

オール傷害スタンダードプラン

※入院保険金支払限度日数変更特約(180日)、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

40.15% 割引 団体割引 30%
優良割引 5%
大口割引 10%

保険料と保険金額 保険期間：1年間、職種級別：A級、団体割引30%、優良割引5%、大口割引10%

加入タイプ	加入タイプ		OF1型	OF2型	OF3型			
家族型 家族型	保険金額	傷害補償	保険料(一時払)					
			本人	死亡・後遺障害	500万円	750万円	1,000万円	
				入院保険金日額	3,000円	4,500円	5,500円	
				手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍			
			配偶者・その他親族	死亡・後遺障害	250万円	375万円	500万円	
				入院保険金日額	2,200円	4,000円	5,000円	
	手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍						
	個人賠償責任補償		通院保険金日額	2,000円	2,500円	4,000円		
	個人賠償責任補償		支払限度額	1億円	1億円	1億円		
	夫婦型 夫婦型	保険金額	傷害補償	保険料(一時払)				
				本人・配偶者	死亡・後遺障害	800万円	1,200万円	1,600万円
					入院保険金日額	4,700円	6,500円	11,400円
手術保険金					〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍			
個人賠償責任補償				通院保険金日額	3,700円	5,500円	7,400円	
				支払限度額	1億円	1億円	1億円	
		個人賠償責任補償		支払限度額	1億円	1億円	1億円	
個人型 個人型		保険金額	傷害補償	保険料(一時払)				
				本人	死亡・後遺障害	700万円	1,200万円	1,400万円
					入院保険金日額	4,500円	6,500円	9,000円
					手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍		
				個人賠償責任補償	通院保険金日額	3,000円	4,000円	6,000円
	支払限度額				1億円	1億円	1億円	
	個人賠償責任補償		支払限度額		1億円	1億円	1億円	

オプション補償

オプション補償のみの加入はできません。必ず基本プランとセットでご加入ください。
(例)基本プランが家族型の場合のオプションは家族型とのセットになります。

40.15% 割引 団体割引 30%
優良割引 5%
大口割引 10%



住宅内生活用動産

- 日本国内で、住宅内の家財等が火災・水災・破損などにより損害を被った場合に保険金をお支払いします。
- 家族型の場合、単身赴任先や就学に伴う下宿先の家財も補償します。
- 全国一律の保険料のため、転居によるお手続き(保険料の精算)も不要です。
- 新価払特約付きなので、再調達価額を基準とした損害額を保険金としてお支払いします。
- すべての基本プランにセットすることができます。(交通傷害プランにもセット可能。)

保険金額	300万円	500万円	700万円	1,000万円
家族型	JF03型 9,930円	JF05型 12,180円	JF07型 13,930円	JF10型 18,290円
夫婦型	JC03型 9,430円	JC05型 11,590円	JC07型 13,250円	JC10型 17,390円
個人型	JK03型 9,240円	JK05型 11,340円	JK07型 12,950円	JK10型 17,040円

※1 1事故につき、3,000円の自己負担額
※2 対象となる生活用動産

家族型：本パンフレット1ページ下段に記載の「家族型のカバーするご家族の範囲」の被保険者の住宅内に所在する生活用動産で、被保険者または被保険者と生計を共にする親族の所有物
夫婦型：夫婦の住宅内に所在する生活用動産で、被保険者または被保険者と生計を共にする親族の所有物
個人型：傷害保険の被保険者の住宅内に所在する生活用動産で、被保険者または被保険者と生計を共にする親族の所有物

「現職の団体傷害保険ゴルファー保険プラン等にご加入されていた方へ」

「現職の団体傷害保険」からの継続加入専用プラン

- このプラン、オプションは「現職の団体傷害保険」からの継続の方のみご加入可能です。退職後に新たにご加入いただくことはできません。
- 新規でご加入を検討される方は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の「(ご退職者の皆さまへ)団体ゴルファー保険等」(「ゴルファー保険」「テニス保険」「つりプラン」)のパンフレットをご参照ください。

ゴルファー保険プラン(個人型)

※ゴルフ中のみ傷害危険補償特約セット

40.15%
割引

団体割引 30%
優良割引 5%
大口割引 10%

保険料と保険金額 保険期間：1年間、団体割引30%、優良割引5%、大口割引10%

加入タイプ		G4型	G3型	G2型	G1型	
保険料(一時払)		2,530円	4,400円	6,230円	9,360円	
保 険 金 額	賠償責任補償	1億円	1億円	1億円	1億円	
	傷害補償	死亡・後遺障害	550万円	600万円	720万円	840万円
		入院保険金日額	6,000円	8,500円	11,000円	13,500円
	手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍		外来の手術：入院保険金日額の5倍		
	通院保険金日額	4,000円	5,600円	7,200円	8,800円	
ホールインワン・アルバトロス費用		20万円	35万円	50万円	75万円	
ゴルフ用品損害		10万円	20万円	30万円	50万円	

オプション補償

40.15%
割引

団体割引 30%
優良割引 5%
大口割引 10%

2022年10月1日以降に保険始期が開始するご契約について、携行品損害補償^(※)保険料の補償内容等の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。
(※)漁具が対象外となります。



携行品損害補償

- 外出先での偶然な事故による携行品の破損、盗難などを補償します。
- ゴルフ、テニス、つり、スキー、スノーボード等のスポーツ用品も保険の対象となります。
- 保険の対象とならない携行品はP12でご確認ください。

(一時払保険料)

保険金額	10万円	20万円	30万円
家族型	KF01型 960円	KF02型 1,460円	KF03型 2,250円
夫婦型	KC01型 740円	KC02型 1,140円	KC03型 1,760円
個人型	KK01型 620円	KK02型 940円	KK03型 1,460円

※ 1事故につき、3,000円の自己負担額



救援者費用補償

- 被保険者が旅行中、つり、ハイキング中などに遭難した場合に負担した捜索救助等の費用を補償します。

(一時払保険料)

保険金額	300万円	500万円
家族型	QF03型 470円	QF05型 780円
夫婦型	QC03型 250円	QC05型 410円
個人型	QK03型 120円	QK05型 210円



ホールインワン・アルバトロス費用

- 日本国内で、ホールインワン・アルバトロスを達成した場合に慣習として行う記念品購入費用・祝賀会費用等を補償します。

(一時払保険料)

保険金額	20万円	50万円	100万円
家族型	HF02型 4,060円	HF05型 10,140円	HF10型 20,280円
夫婦型	HC02型 2,550円	HC05型 6,380円	HC10型 12,770円
個人型	HK02型 1,700円	HK05型 4,260円	HK10型 8,510円

お申込みの手続き

① 新規加入の場合

パンフレットに挟み込みのある「加入申込票」「三菱UFJニコス預金口座振替依頼書」(A4・縦版)白色にご記入・ご捺印のうえ、返信用封筒にて返送ください。
▶ 記入例はP9をご覧ください

② 継続加入の場合(前年と変更なし)

ご加入タイプの変更や引落し口座の変更がない場合は、お手続きは一切不要です。(自動継続)
配布された「加入申込票(継続確認・変更・脱退・新規加入用)」と「三菱UFJニコス預金口座振替依頼書」の提出は不要です。

③ タイプなどを変更して、継続加入の場合

- ・被保険者の追加・削除
- ・複数加入の一部継続しない
- ・住所・電話・姓変更など

配布された「加入申込票(継続確認・変更・脱退・新規加入用)」の「前年基準同プラン」欄の印字を二重線で抹消。「本年加入プラン」欄に記入、ご署名のうえご提出ください。住所などその他修正箇所についても適宜訂正ください。

④ 引落し口座の変更

「三菱UFJニコス預金口座振替依頼書」(A4・縦版)白色に新金融機関をご記入・ご捺印のうえ、右上の「変更」に○をし、ご提出ください。
▶ 記入例はP9をご覧ください

④ 脱退の場合(継続しない)

配布された「加入申込票(継続確認・変更・新規加入・脱退用)」の下段中央「脱退確認欄」に○をつけ、上段中央「署名欄」にご署名のうえ、ご提出ください。

ご注意ください。提出のない場合は自動継続となります。

☆この保険は、保険期間の途中でのご加入できます。
☆他の傷害保険契約等がすでにある場合は加入申込票にご記入ください。

- 申込締切日 ● 2023年6月2日(金)
- 保険料 ● 2023年9月27日(水)ご指定の口座より引き落としされます。
- 中途加入 ● 原則毎月15日を締切とし、受付日の同月末日午後4時から補償開始となります。ただし、同月末日の前日までに指定口座に保険料の振込みが必要です。(月割一時払)
- 保険期間 ● 2023年7月31日 午後4時から
2024年7月31日 午後4時までの1年間
- 加入者証の送付 ● 加入者証は、8月初旬に引受保険会社よりお届けしますので、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また2か月を過ぎても届かない場合は保険会社(損保ジャパン)までお問い合わせください。

※ご加入の際は、加入申込票の記載内容を再度ご確認ください。加入申込票に記載された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、ご加入の内容と補償の範囲が重なる他の保険契約等がある場合は必ずお申し出ください。

※保険料は、上記記載の方法によりお支払いください。保険料をお支払いいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

新規の方のみ用

加入申込票の記載例

新規の方 加入申込票【記載例詳細】

- ① 退職者ご本人の住所・カナ住所・漢字氏名・カナ氏名・電話番号・性別・生年月日をご記入のうえご署名ください。
- ② 退職者ご本人のご希望の加入タイプ、保険料をご記入ください。
- ③ 退職者ご本人以外のご家族(配偶者・子供・その他同居親族)が、個人タイプに加入する場合は、漢字氏名・カナ氏名・性別・生年月日・加入者との関係をご記入のうえ、ご希望の加入タイプ、保険料をご記入ください。
- ④ 各タイプの保険料の合計をご記入ください。

国土交通省 団体傷害保険【退職者用】 加入申込書 (新規用)

申込日: 2023年6月1日 | 証券番号: 91231

住所: 〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3

加入者ご署名欄: 損保太郎 (加入者ご署名欄の取扱いに同意のうえ、加入を依頼します。)

加入タイプ: オール傷害プラン 家族/夫婦 (保険料: 45,610円)

合計保険料: 64,290円

被保険者氏名	加入タイプ	保険料
1 申込人(ご本人)	オール傷害プラン 家族/夫婦	45,610
2 損保花子	オール傷害プラン 個人	18,680
3		
4		

団体傷害保険 重要事項のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み: この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者: 一般社団法人東北地域づくり協会、一般社団法人関東地域づくり協会、一般社団法人北陸地域づくり協会、一般社団法人中部地域づくり協会、一般社団法人近畿建設協会、一般社団法人中国建設経済会、一般社団法人四国クリエイティブ協会、一般社団法人九州地域づくり協会
- 保険期間: 2023年7月31日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日: 2023年6月2日(金)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者: 国土交通省の退職者ご本人
- 被保険者: 国土交通省の退職者ご本人またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および本人と同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。【家族型】被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。【夫婦型】被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。※被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。【個人型】被保険者本人のみが保険の対象となります。
- お支払方法: 2023年9月27日(水)にご指定の銀行口座より引落としになります。(一時払)
- お手続方法: 添付の加入申込票に必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒にてご送付ください。

ご加入対象者	お手続き方法
新規加入者の皆さま	添付の「加入申込票」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入申込票に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合 ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合* 継続加入を行わない場合
	書類のご提出は不要です。 前年と条件を変更する旨を記載した「加入申込票」をご提出いただけます。 継続加入を行わない旨を記載した「加入申込票」をご提出いただけます。

- ※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入申込票に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入申込票の修正方法等は、団体保険契約者の各協会・弘済会もしくは建栄サービスまでお問い合わせください。(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種別別表は、職種別別表をご確認ください。
- 中途加入: 保険期間の途中でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付分は受付日の同月末日(15日過ぎの受付分は翌月末日)から2024年7月31日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の前日までに、指定口座にお払込みいただきます。(月割一時払)
- 中途脱退: この保険から脱退(解約)される場合は、ご所属の地域づくり協会・建設経済会・建設協会もしくは建栄サービスまでご連絡ください。
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金: この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【オール傷害ワイドプラン・オール傷害スタンダードプラン】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。オール傷害ワイドプランにご加入の場合は、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約の対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

【急激かつ偶然な外来の事故】について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

口座振替依頼書の記載例

印鑑は必ず 金融機関お届け印で ご捺印ください。

- 用紙は5枚複写となっていますので、右記記入例をご参照のうえ太枠内をボールペンで強めにお書きください。
- ゆうちょ銀行以外の金融機関またはゆうちょ銀行のどちらか一つをご指定いただき金融機関へのご登録内容と照らし合わせてご記入ください。
- ご捺印は金融機関お届け印にて、1枚目、2枚目をお願いします。
- ご記入されましたら、5枚目のお客様控をお手元に残していただき、1枚目・2枚目・3枚目・4枚目をご契約先へご提出ください。

申込みをされたお客さまのお名前をご記入ください。

金融機関名および支店名をご記入ください。

口座振替をご利用になる口座番号をおまちがいに誤りなくご記入ください。
口座番号は右づめでご記入ください。

上段左づめで口座名義をご記入ください。姓名間にスペースをひとつあけてご記入ください。

自動払込みをご利用になる通帳記号・通帳番号を確認のうえ、おまちがいに誤りなくご記入ください。
通帳番号は右づめでご記入ください。

上段左づめで口座名義をご記入ください。姓名間にスペースをひとつあけてご記入ください。

ゆうちょ銀行以外の金融機関又はゆうちょ銀行のうちどちらか一つをご指定ください。

金融機関名(口座振替) 三井UFJニコス金融機関用

団体委託者番号: フリカ トウキョウト チョダク カスマガセキ 3-7-3

申込日: 令和5年6月7日

口座名義人: 損保太郎

口座番号: 1166340198760

通帳記号: 9876543

通帳番号: 0190-5-7323

金融機関お届け印を鮮明にご捺印ください。(1枚目、2枚目にご捺印ください。)ご捺印が不鮮明等の場合は、押し直し専用再度ご捺印ください。キャッシュカードをご利用の方でも、口座開設時に印鑑を届けた方は、暗証番号でなく必ずお届け印鑑を押してください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心臓喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的見解(※2)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	①自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日(※)を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(180日(※)限度)	①自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎり、①手術に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) 手術(重大手術(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) 重大手術(※3) 手術保険金の額=入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎり、	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合(続き)
通院保険金	<p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)</p> <p>(注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p>(※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。</p> <p>(注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	<p><前ページより続きます。></p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、医学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
	<p>【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約】<オール傷害ワイドプランのみ></p> <p>特定感染症^(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用(実費)に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症^(※)に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>(※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2023年3月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。</p> <p>(注)今後取扱いが変更となる場合があります。</p>	

【交通傷害プラン】

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

●次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故 ②交通乗用具に搭乗中^(※)の事故 ③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故 など

④交通乗用具の火災 など

(※)正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p>死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p>
後遺障害保険金	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <p>後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)</p>	<p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥外科的手術その他の医療処置</p>
入院保険金	<p>事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <p>入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)</p>	<p>⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合)</p>
手術保険金	<p>事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。</p> <p>なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1)</p> <p>②先進医療に該当する手術^(※2)</p> <p>手術(重大手術^(※3)以外)</p> <p><入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額＝入院保険金日額×20(倍)</p> <p><外来で受けた手術の場合>手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍)</p> <p>重大手術^(※3)</p> <p>手術保険金の額＝入院保険金日額×40(倍)</p> <p>(注)重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。</p> <p>創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および投動術、抜歯手術</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(※3)重大手術とは以下の手術をいいます。</p> <p>①開頭手術(穿頭術を含みます。)</p> <p>②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。)</p> <p>③四肢切断術(手指・足指を除きます。)</p> <p>④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</p>	<p>⑨類(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑩交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故</p> <p>⑪船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故</p> <p>⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故</p> <p>⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故</p> <p>⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故</p>
通院保険金	<p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)</p> <p>(注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p>(※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。</p> <p>(注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	<p>など</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

【オール傷害プラン、交通傷害プラン共通】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任(国内外補償)(注)	<p>日本国内または国外において、被保険者^(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありせん。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>②被保険者^(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。に)起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>③日本国内で受託した財物(受託品)^(※2)を壊したり盗まれた場合</p> <p>④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等^(※3)を運行不能にさせた場合</p> <p>(※1)この特約における被保険者は次のとおりです。</p> <p>ア.本人</p> <p>イ.本人の配偶者</p> <p>ウ.本人またはその配偶者の同居の親族</p> <p>エ.本人またはその配偶者の別居の未婚の子</p> <p>オ.本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。</p> <p>カ.イからエ.までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。</p> <p>なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(※2)次のものは「受託品」に含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話・スマートフォン等の携帯型通信機器、ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 <p>(※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p>	<p>①故意</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害</p> <p>③地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</p> <p>⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任</p> <p>⑦心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴りに起因する損害賠償責任</p> <p>⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩環境汚染に起因する損害賠償責任</p> <p>⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害</p> <p>⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ^(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 <p>など</p> <p>(※1)次のア.からウ.までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア.主たる原動力が人力であるもの</p> <p>イ.ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート</p> <p>ウ.身体障がい者用車いすおよび歩行補助車等、原動機を用いるもの</p> <p>(※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>
物の損害の補償(注)	<p>偶然な事故により携行品^(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額^(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。</p> <p>ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。外)において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。</p> <p>(注1)乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>(注2)次のものは保険の対象となりません。</p> <p>■携帯電話・スマートフォン等の携帯型通信機器、ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品</p> <p>■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器</p> <p>■動物、植物等の生物</p> <p>■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品</p> <p>■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品</p> <p>■漁具</p> <p>■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。)およびこれらに類する物</p> <p>■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物</p> <p>■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑤地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑥欠陥</p> <p>⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等</p> <p>⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等</p> <p>⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故</p> <p>⑩置き忘れ^(※)または紛失</p> <p>⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損</p> <p>⑫楽器の音色または音質の変化</p> <p>など</p> <p>(※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>
住宅内生活用動産(国内のみ補償)(注)	<p>【①損害保険金】</p> <p>住宅^(※1)内に所在する生活用動産^(※2)で、被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する物について、日本国内における偶然な事故によって生じた損害に対して、再調達価額^(※3)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、住宅内生活用動産の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「住宅」とは、物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。</p> <p>(※2)「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、じゅう器、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいいます。</p>	<p><次ページへ続きます。></p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
住宅内生活用動産(国内のみ)補償(注)	<p>(※3)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>(注) 保険の対象が貴金属、宝玉または宝石もしくは書画、骨とう、彫刻物その他の美術品である場合は、1個、1組または1対のものについては各30万円を、乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>【②臨時費用保険金】 ①の損害保険金をお支払いする場合において、事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対し、臨時費用保険金として損害保険金の30%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。</p> <p>【③残存物取片づけ費用保険金】 ①の損害保険金をお支払いする場合において、損害を受けた生活用動産の残存物取片づけ費用に対し、残存物取片づけ費用保険金として損害保険金の10%に相当する額を限度に残存物取片づけ費用の額をお支払いします。</p> <p>【④失火見舞費用保険金】 保険の対象または保険の対象を収容する建物(※1)から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物の滅失、損傷または汚損が生じた場合に、見舞金等の費用に対し、失火見舞費用保険金として被災世帯(※2)の数に1被災世帯あたりの支払額(20万円)を乗じて得た額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、生活用動産の保険金額または損害額の再調達価額(※3)のいずれか低い額の20%に相当する額を限度とします。</p> <p>(※1)日本国内にかぎりず。 (※2)「被災世帯」とは、失火見舞費用保険金のお支払対象となる損害が生じた世帯または法人をいいます。</p> <p>(※3)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>(注) 次のものは保険の対象となりません。 <ul style="list-style-type: none"> ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■義歯、義肢その他これらに準ずる物 ■動物、植物 ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ■手形その他の有価証券(小切手を除きます。) ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 </p>	<p><前ページより続きます。></p> <p>④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 ⑩置き忘れ(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。の)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化</p> <p>(※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>
救護者費用(国内外)補償(注)	<p>保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用(※1)に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救護者費用等の保険金額を限度とします。</p> <p>①被保険者が搭乗している航空機、船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要ことが警察等の公的機関により確認された場合 ③住宅(※2)外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合(※1) 次のア. からオ. までの費用がお支払いの対象となります。</p> <p>ア. 捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。 イ. 交通費 救護者(※3)の現地(※4)までの航空機等の1往復分の運賃(救護者2名分を限度とします。)。 ウ. 宿泊料 現地および現地までの行程における救護者のホテル等の宿泊料(救護者2名分、かつ救護者1名につき14日分を限度とします。)。 エ. 移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。 オ. 諸雑費 救護者の渡航手続費および救護者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(国外20万円、国内3万円を限度とします。)。</p> <p>(※2)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される加入申込票等記載の住宅をいい、その敷地を含みます。 (※3)「救護者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。 (※4)「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハングライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故 ⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>など</p>
費用の補償	<p>日本国内にあるゴルフ場(※1)においてゴルフ競技(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスをを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑥までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <p>①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。) ②祝賀会費用(※3) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。)</p> <p>(※1)「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (※2)「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)し、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 (※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めるときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。</p>	<p>①ゴルフの競技または指導を職業として行っている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>など</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
費用の補償	<p>(注1)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできません(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。)。 (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。</p> <p>★ご注意ください! ・キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。 ①そのゴルフ場の使用人が目撃(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎりず。が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者(※5)が目撃(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>(※4)ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。 (※5)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。</p>	<p><前ページより続きます。></p>
傷害(ケガ)	<p>(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。</p> <p>(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。 (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの</p> <p>など</p>
死亡保険金	<p>事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p>死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額</p>	
後遺障害保険金	<p>事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <p>後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)</p>	
入院保険金	<p>入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <p>入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)</p>	
手術保険金	<p>ケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。</p> <p>なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2)</p> <p><入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。</p>	
通院保険金	<p>通院された場合、事故の発生日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生日から1,000日以内の90日限度)</p> <p>(注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数にして通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性ゴルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 (注)	<p>ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に発生した偶然な事故により、他人(キャディを含みます。)にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>(注1)法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等は、お支払いの対象となりません。</p> <p>(注2)お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。</p> <p>(注3)記名被保険者(加入申込票等記載の本人をいいます。)が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎりません。)についても被保険者となります。</p>	<p>①故意によって生じた賠償責任</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任</p> <p>③地震、噴火またはこれらによる津波に起因する賠償責任</p> <p>④被保険者と同居する親族に対する賠償責任</p> <p>⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任(※)</p> <p>⑥自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任(※)</p> <p>⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</p> <p>など</p> <p>(※)ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。なお、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの損壊による賠償責任の場合、ゴルフカートに存在する欠陥、磨滅、腐し、さびその他の自然消耗または故障損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>
ゴルフ用品 (注)	<p>ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について次の①または②の事由により生じた損害に対して、時価(※)を基準に算出した損害の額をお支払いします。</p> <p>ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。</p> <p>①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎりません。)</p> <p>②ゴルフクラブの破損または曲損</p> <p>(※)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>(注)ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、保険金お支払いの対象となりません。</p>	<p>①故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>②自然の消耗または性質による変質その他類似の事由によって生じた損害</p> <p>③置き忘れ(※)または紛失によって生じた損害</p> <p>④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害</p> <p>⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた損害</p> <p>⑥ゴルフボールのみの盗難によって生じた損害</p> <p>など</p> <p>(※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>
ホールインワン・アルバトロス費用 (注)	<p>日本国内にあるゴルフ場(※1)においてゴルフ競技(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑥までの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <p>①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。)</p> <p>②祝賀会費用(※3)</p> <p>③ゴルフ場に対する記念植樹費用</p> <p>④同伴キャディに対する祝儀</p> <p>⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。)</p> <p>(※1)この特約における「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。</p> <p>(※2)この特約における「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。</p> <p>(※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要な費用を含めることができます。</p> <p>(注1)ホールインワン・アルバトロス費用は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。)</p> <p>(注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。</p> <p>★ご注意ください!</p> <p>キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎりお支払いの対象となります。</p> <p>①そのゴルフ場の使用人が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時、場所、ゴルフファーマの個別確認等が可能なもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎりません。)が提出できる場合</p> <p>④同伴競技者以外の第三者(※)が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>(※)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「フンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。</p>	<p>①ゴルフ場の経営者または使用人(臨時雇いを含みます。)がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>②ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>など</p>

(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意ください

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (注)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の定義については、ホールインワン・アルバトロス費用の補償内容をご確認ください。
ゴルフ場敷地内	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバック類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
目撃	ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 ・急激とは突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・偶然とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・外来とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入申込票等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入申込票等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込票等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものを行い、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者ご本人の職業または職務(オール傷害ワイドプラン・オール傷害スタンダードプランの場合)
★他の保険契約等^(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、ゴルフア保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
*告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

【オール傷害ワイドプラン・オール傷害スタンダードプランの場合】

- 加入申込票等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- オール傷害ワイドプラン・オール傷害スタンダードプランでは、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【共通】

- 加入申込票等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、オール傷害プラン、交通傷害プランの場合、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
(注)ホールインワン・アルバトロス費用を補償するご契約の場合において、ゴルフの競技または指導を職業・職務として行うこととなったときは、その方が行ったホールインワンまたはアルバトロスに対しては保険金をお支払いできませんので、ご加入内容の変更について取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞

- 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎり)を解除することを求めることができます。お手続き方法につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

＜重大事由による解除等＞

- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

＜他の身体障害または疾病の影響＞

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まり、
- *中途加入の場合は、毎月15日までの受付分は受付日の同月末日(15日過ぎの受付分は翌月末日)に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合(ホールインワン・アルバトロス費用補償については、ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- また、個人賠償責任補償特約をセットしたプランにご加入の場合で、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
(注)個人賠償責任補償特約・ゴルフ賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスの提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- ゴルフ用品の損害の場合は、修理前に損保ジャパンにご相談ください。なお、ゴルフ用品の盗難の場合は、警察署に届け出いただく必要があります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など

	必要となる書類	必要書類の例
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- ホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求に際して、以下の証明書類の提出が必要となります。

1. 証明書
同伴競技者1名^(※1)、補助者としてついたゴルフ場所属のキャディ1名^(※2)およびゴルフ場責任者の署名・捺印をした損保ジャパン所定の証明書
2. 費用支払を証明する書類
3. アテスト済のスコアカード(写)
その他必要書類については、損保ジャパンよりその都度連絡させていただきます。
(※1)ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、同伴競技者1名の署名・捺印は不要です。
(※2)ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しなかった場合は、①～③のいずれかの方に損保ジャパン所定の証明書に署名・捺印をいただくか、もしくは④を提出いただくことが必要です。
①被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃したゴルフ場従業員^(※3)
②被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃したその公式競技の参加者または競技委員
③同伴競技者以外の第三者^(※4)が被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃している場合はその第三者
④ビデオ映像(ビデオ撮影の日時、場所、ゴルフターの個別確認が可能なもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎり)。
(※3)そのゴルフ場に直接雇用されている従業員、パート・アルバイトまたは派遣社員のことをいいます。
(※4)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入り出る造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

- この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。
- (注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理、代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

	引受保険会社	引受割合
	損害保険ジャパン株式会社(幹事)	80%
	三井住友海上火災保険株式会社	20%

9. 保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時に約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。
(1)保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
(2)保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割^(注)までが補償されます。
(注)保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

10. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

団体疾病保険

(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

33.5%割引
適用!!

おすすめポイント

- ①引受年齢は89才まで!
89才(2023年7月31日時点での満年齢)までお引受できますので、ご加入者さま本人だけでなく、親御さまにもご加入いただけます。
- ②先進医療費用補償は全年令にセット!
高額になりがちな先進医療の費用を、どのタイプにご加入いただいても補償いたします。

補償内容

- 病気による入院・手術・放射線治療・退院後通院の補償と三大疾病診断保険金(一部対象外のタイプがあります。)を補償



胃潰瘍で入院



胆石で手術

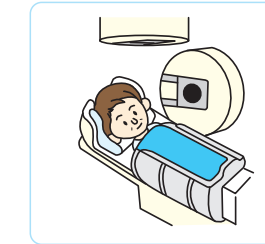


退院後通院



がん(悪性新生物)と診断され治療を開始した場合の一時金(J,K,N,Q,U,V型は対象外) など

- 先進医療を受けるための費用・交通費などを補償



がんで重粒子線治療(先進医療)を受けた

先進医療費用保険金

(先進医療に要する費用(技術料)^(※)の他に先進医療を受けるための交通費・宿泊費を含みます)

1,000万円(限度)

保険期間を通じて左記の保険金額が限度

※先進医療に要する費用は、先進医療の技術料のみをいい、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金を除きます。

突然、病気で入院されたら費用はどうしますか?

1 最近体調が悪いので、病院で調べてもらおうかなあ…

2 精密検査の結果、前立腺がんが見つかりました。すぐに入院してください。

3 入院は何日ぐらいするのかなあ? 手術もすると費用はどれくらいかかるんだろう…

4 【前立腺がんで入院しながら、先進医療に該当する放射線治療を受け、42日間入院した場合】

ご安心ください。S型にご加入いただいておりますので、左記の金額をお支払いします。また、先進医療に要した費用、先進医療を受けるための交通費、宿泊費もお支払いします!!

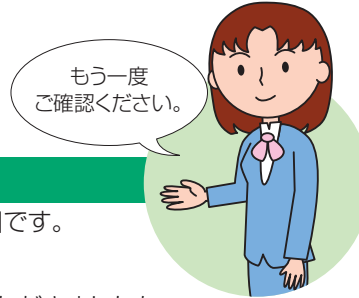
三大疾病診断保険金	1,448,000円
先進医療費用保険金	約3,080,000円
(保険期間を通じて1,000万円を限度にお支払いします。)	
疾病放射線治療保険金	12,000円×10倍=120,000円
疾病入院保険金	12,000円×42日=504,000円
合計	約5,152,000円

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【オール傷害ワイドプラン・オール傷害スタンダードプランにご加入になる方のみご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者
※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。	
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。))の方等についてはお引き受けできません。	

【「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】

- 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

【注意事項】

ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。

【家族型・夫婦型にご加入になる方のみご確認ください】

- 被保険者の範囲についてご確認ください。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

- 取 扱 代 理 店 建栄サービス株式会社 担当: 木村
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-1 山城ビル2階
TEL 03-3291-6340 : FAX 03-3291-6341 (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)
- 引 受 保 険 会 社 損保ジャパン株式会社 営業開発部第一課 担当: 西山、山崎
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-3322 : FAX 03-6388-0155 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)
- 指定紛争解決機関 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
(ナビダイヤル) 0570-022808 <通話料有料>
受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)
- 事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間: 24時間365日)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイト約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2カ月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

団体疾病保険のご加入タイプ

33.5%割引

団体割引 30%
優良割引 5%

先進医療費用補償は全年令にセットしています!

生後15日以上69才以下の方

	A型	B型	C型	D型	S型
年払保険料 (先進医療費用補償付)	13,570円	26,560円	40,510円	53,660円	67,000円
保険金額					
先進医療費用保険金額	1,000万円				
疾病入院保険金日額	2,500円	5,000円	7,000円	9,000円	12,000円
疾病手術保険金	入院中の手術の場合は疾病入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は疾病入院保険金日額の5倍の額				
疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍の額				
疾病通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円
三大疾病診断保険金額	26.3万円	52.6万円	89.8万円	123.3万円	144.8万円

2023年7月31日時点の満年齢によります。

70才以上74才以下の方

	E型	F型	G型	H型	I型
年払保険料 (先進医療費用補償付)	36,630円	42,540円	56,660円	70,520円	84,500円
保険金額					
先進医療費用保険金額	1,000万円				
疾病入院保険金日額	2,500円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円
疾病手術保険金	入院中の手術の場合は疾病入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は疾病入院保険金日額の5倍の額				
疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍の額				
疾病通院保険金日額	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円
三大疾病診断保険金額	14.1万円	14.1万円	19.0万円	23.5万円	28.2万円

2023年7月31日時点の満年齢によります。

75才以上79才以下の方

	J型	K型	L型	M型
年払保険料 (先進医療費用補償付)	43,750円	61,540円	77,110円	91,250円
保険金額				
先進医療費用保険金額	1,000万円			
疾病入院保険金日額	2,500円	3,500円	4,000円	4,500円
疾病手術保険金	入院中の手術の場合は疾病入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は疾病入院保険金日額の5倍の額			
疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍の額			
疾病通院保険金日額	600円	1,000円	1,500円	1,700円
三大疾病診断保険金額	—	—	7.9万円	15.2万円

2023年7月31日時点の満年齢によります。

80才以上84才以下の方

	N型	Q型	R型	T型
年払保険料 (先進医療費用補償付)	69,870円	98,300円	116,990円	134,120円
保険金額				
先進医療費用保険金額	1,000万円			
疾病入院保険金日額	2,500円	3,500円	4,000円	4,500円
疾病手術保険金	入院中の手術の場合は疾病入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は疾病入院保険金日額の5倍の額			
疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍の額			
疾病通院保険金日額	600円	1,000円	1,500円	1,700円
三大疾病診断保険金額	—	—	7.9万円	15.2万円

2023年7月31日時点の満年齢によります。

85才以上89才以下の方

	U型	V型	W型	Z型
年払保険料 (先進医療費用補償付)	78,570円	110,550円	130,100円	148,020円
保険金額				
先進医療費用保険金額	1,000万円			
疾病入院保険金日額	2,500円	3,500円	4,000円	4,500円
疾病手術保険金	入院中の手術の場合は疾病入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は疾病入院保険金日額の5倍の額			
疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍の額			
疾病通院保険金日額	600円	1,000円	1,500円	1,700円
三大疾病診断保険金額	—	—	7.9万円	15.2万円

2023年7月31日時点の満年齢によります。

<ご注意事項>

(注1) ご加入いただける疾病入院保険金日額および疾病通院保険金日額の通算限度額は以下のとおりです(他保険会社でのご加入分も含みます。)

- ・被保険者の年齢が生後15日以上14才以下の場合
疾病入院保険金日額通算20,000円、疾病通院保険金日額通算10,000円
- ・被保険者の年齢が15才以上60才以下の場合
疾病入院保険金日額通算30,000円、疾病通院保険金日額通算15,000円
- ・被保険者の年齢が61才以上89才以下の場合
疾病入院保険金日額通算30,000円、疾病通院保険金日額通算10,000円

(注2) この保険では、病気による死亡保険金はお支払対象になりませんので、あらかじめご了承ください。

(注3) 疾病通院保険金は、疾病入院保険金をお支払いする入院が終了し、退院した後、その入院の原因となった病気の治療のため通院された場合にお支払いいたします。

(注4) 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

備えがあれば、治る病気があります。
受けられる治療があります。

大好評！

先進医療とは

医療技術の進歩と
患者のニーズに応える
高度な医療制度のことです。



先進医療費用

保険金補償特約

公的医療保険の対象外となる
先進医療に要する費用等を補償する特約です

あんしん補償 で、その高額な医療費の不安を解消します。

ポイント 1 先進医療に要する費用 (技術料) ※1 を補償



たとえば、
がん治療に効果が見込まれる
重粒子線治療の自己負担は…

重粒子線治療

約 **316** 万円 ※2

その他にも、先進医療には様々な高度な医療があります。

陽子線治療 骨髄細胞移植による血管新生療法 など

ポイント 2 先進医療を受けるための 交通費・宿泊費 (注) も補償



先進医療を実施している医療機
関は限られており、治療費に加え
て交通費・宿泊費の負担も考え
なければなりません。

たとえば、重粒子線治療 を実施している医療機関は

全国で **7** (群馬県・千葉県・神奈川県・大阪府・兵庫県・佐賀県・山形県) 病院に限られます。 ※3

(注) 次の費用を補償します。

・先進医療を受けるための病院等との間の **往復交通費**
・先進医療を受けるための **宿泊費** (1泊につき1万円限度)

※1 先進医療に要する費用とは、先進医療の技術料のみをいい、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金を除きます。
※2 令和4年12月8日 厚生労働省「第117回先進医療会議」資料「令和4年度先進医療技術の実績報告」をもとに引受保険会社にて算出しています。
※3 令和5年1月20日現在 厚生労働省ホームページより

◆「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り)をいいます。先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。

しっかり知っておきたい
先進医療
のこと。



知っておこう
備えておこう!

**先進医療に要する費用 (技術料) を
自己負担なく、治療が受けられます。**

お客さまに代わり、先進医療に要する費用 (技術料) を医療機関へ直接支払うことが可能なため、
自己負担なく、治療が受けられます。*

通常、保険金のご請求は治療実施後であり、引受保険会社から保険金をお支払いするまで、一時的にお客さまご自身で先進医療に要する費用 (技術料) の立替えが必要です。



先進医療に要する費用 (技術料) は、高額になるケースもあるので、保険金として直接病院へお支払いをすることで、経済的にも安心して治療に専念することができます。

※直接支払いをご希望の場合は、先進医療実施前に引受保険会社へ実施予定の事前連絡およびお支払いに必要となる書類のご提出をいただく必要があります。なお、お支払いのための内容確認に相当な時間を要する場合や、直接支払いの実施を医療機関に同意いただけない場合等、ご利用いただけない場合がございますのであらかじめご了承ください。

お申込みの手続き

1 新規加入の場合

「団体疾病保険 新規・変更・脱退申込票」と「預金口座振替依頼書」に内容をご記入のうえ、返信用封筒にて返送ください。

▶ 記入例はP.25~26をご覧ください

2 タイプなど一切の変更なく 継続加入の場合

ご加入タイプの変更や引落とし口座の変更がない場合は、お手続きは一切不要です。(自動継続)
ただし、既にご加入いただいている方で2023年7月31日時点で満70才、75才、80才、85才となる方は申込票のご提出が必要となります。

3 タイプなどを 変更して、 継続加入の場合

「団体疾病保険 新規・変更・脱退申込票」の「加入タイプ」欄の印字を二重線で抹消し、横に変更後の加入タイプをご記入ください。
◇左上のご署名欄にご署名をお願いします。
◇補償を拡大する場合、健康状況告知を再度お願いします。(詳細はP.27をご覧ください。)

4 脱退の場合 (継続しない)

「団体疾病保険 新規・変更・脱退申込票」の「継続加入しない」に○をつけ、ご署名欄にご署名をお願いします。
ご注意ください。提出のない場合は自動継続となります。

申込締切日 ●2023年6月2日(金)
保険料 ●2023年9月27日(水)ご指定の口座より引き落としされます。
中途加入 ●原則毎月15日を締切とし、受付日の同月末日午前0時から補償開始となります。ただし、同月末日の前日までに指定口座に保険料の振込みが必要です。(月割一括払)
保険期間 ●2023年7月31日 午後4時から
2024年7月31日 午後4時までの1年間
加入者証の送付 ●加入者証は、9月初旬に引受保険会社よりお届けしますので、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また2か月を過ぎても届かない場合は保険会社(三井住友海上)までお問い合わせください。

※ご加入の際は、申込票の記載内容を再度ご確認ください。申込票に記載された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、ご加入の内容と補償の範囲が重なる他の保険契約等がある場合は必ずお申し出ください。

新規・変更・脱退申込票 ご記入例

※現在のご加入内容から一切の変更がない場合、申込票のご提出は不要です。

令和5年度 国土交通省退職者 団体疾病保険 新規・変更・脱退申込票

STEP1 申込人情報と手続区分についてご確認のうえご記入ください。

住所: 317 (カタカナ) トウキョウト チヨダク カンダスルガダイ 3-11-1
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

加入申込日: 令和5年6月1日

手続区分: 新規に加入する (全体的内容をご記入のうえ、ご変更各ご提出ください。)

加入者番号: 008

旧加入者番号: 099

旧識別コード: L17

加入タイプ: S (健康告知事項) / D (健康告知事項)

健康告知事項: 特定疾病対象外欄 (お引受可) / 疾病補償についてはお引受できません

加入タイプ: S (健康告知事項) / D (健康告知事項)

健康告知事項: 特定疾病対象外欄 (お引受可) / 疾病補償についてはお引受できません

加入タイプ: S (健康告知事項) / D (健康告知事項)

健康告知事項: 特定疾病対象外欄 (お引受可) / 疾病補償についてはお引受できません

STEP3 他社の保険契約等、保険金請求歴がある場合は、こちらをご確認のうえご記入ください。

337 特記事項

② ■加入申込日に記入日をご記入ください。
■郵便番号、住所、氏名、日中ご連絡可能な電話番号・携帯電話番号、生年月日をご記入ください。

④ ■新規にご加入の場合は加入タイプをご記入ください。
■加入タイプを変更する場合、印字されているセット名を二重線で削除し、新たなセット名をご記入ください。

⑤ ■印字された内容や記入した内容を訂正する際は、二重線で削除し、訂正印または訂正署名をしてください。
■現在の健康状況を告知ください。(健康告知は、今回の告知内容が最新内容となりますのでご注意ください。)

■既加入者の方はご加入時、または条件加重してご継続された際に健康状況により特定疾病を補償対象外とする条件が印字されております。
■前年と同じ加入タイプ、補償を縮小した加入タイプで継続する方は再度健康告知をしなくとも継続加入いただけます。
■ただし継続時にあらためて健康告知の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができますので健康状況に変更がある方は、現在の健康状況を告知ください。

① ■内容を確認してフルネームでご署名ください。
■申込人は退職者ご本人に限ります。

③ ■年令は2023年7月31日時点での満年令をご記入ください。

④ ■内容を訂正する際は、二重線で削除し、訂正印または訂正署名をしてください。

⑤ ■健康告知事項の訂正には訂正署名が必要です。訂正箇所を二重線で消して、正しい内容をご記入の上、余白に告知者ご本人が署名を行ってください。なお、訂正箇所が複数ある場合はそれぞれに訂正署名を行ってください。

⑥ ■お申し込みされる被保険者本人が回答内容をご確認のうえ必ず赤枠欄にフルネームでご署名ください。(押印は不要です)

⑦ ■他社で同種の保険契約・保険金請求歴につき、基本補償被保険者分をご確認いただき、回答が有りの場合、内容を裏面にご記入ください。

中途加入の場合、保険始期日をご記入ください。
令和 年 月 日 16時から
令和 6年 7月 31日 16時まで

「健康告知事項質問回答欄」の訂正には訂正署名が必要です。訂正箇所を二重線で消して、正しい内容をご記入の上、余白に告知者ご本人が署名を行ってください。なお、訂正箇所が複数ある場合はそれぞれに訂正署名を行ってください。

預金口座振替依頼書 記入例

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収印)

納金企業名: 三菱UFJニコス株式会社 (NICOS)

振替日・払込日: 27日 (休業日の場合はその翌営業日)

申込書作成日: 令和 年 月 日

依頼書利用委託者番号: 42974

料金等の種類: 保険料等

金融機関: ミツバシロ (三井)

ご指定: 三井住友 三友

口座番号: 1234567

フリガナ: ミツイ ハナコ

口座名義人: 三井 花子

住所: 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL: 03-1234-5678

申込日: 令和 年 月 日

申込者: 三井 太郎

住所: 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL: 03-1234-5678

金融機関使用欄

1. 印鑑は捺印 5. 口座番号相違 番号相違 (ゆうちょ銀行)

2. 預金目録相違 6. 預金取引なし

3. 印鑑不明 7. 支店名相違 記号相違 (ゆうちょ銀行)

4. 口座名義人相違 8. その他

金融機関お届け印を鮮明に押印ください。(1枚目、2枚目に押印ください。)押印が不鮮明等の場合は、押し直し専用印に再度押印ください。キャッシュカードをご利用の方でも、口座開設時に印鑑を届けた方は、暗証番号でなく必ずお届け印鑑を押印ください。

◆ご注意◆

- ・押印は必ず金融機関お届け印を押印ください。
- ・書き損じ等で訂正する場合は、必ず金融機関お届け印を押印のうえ、訂正してください。

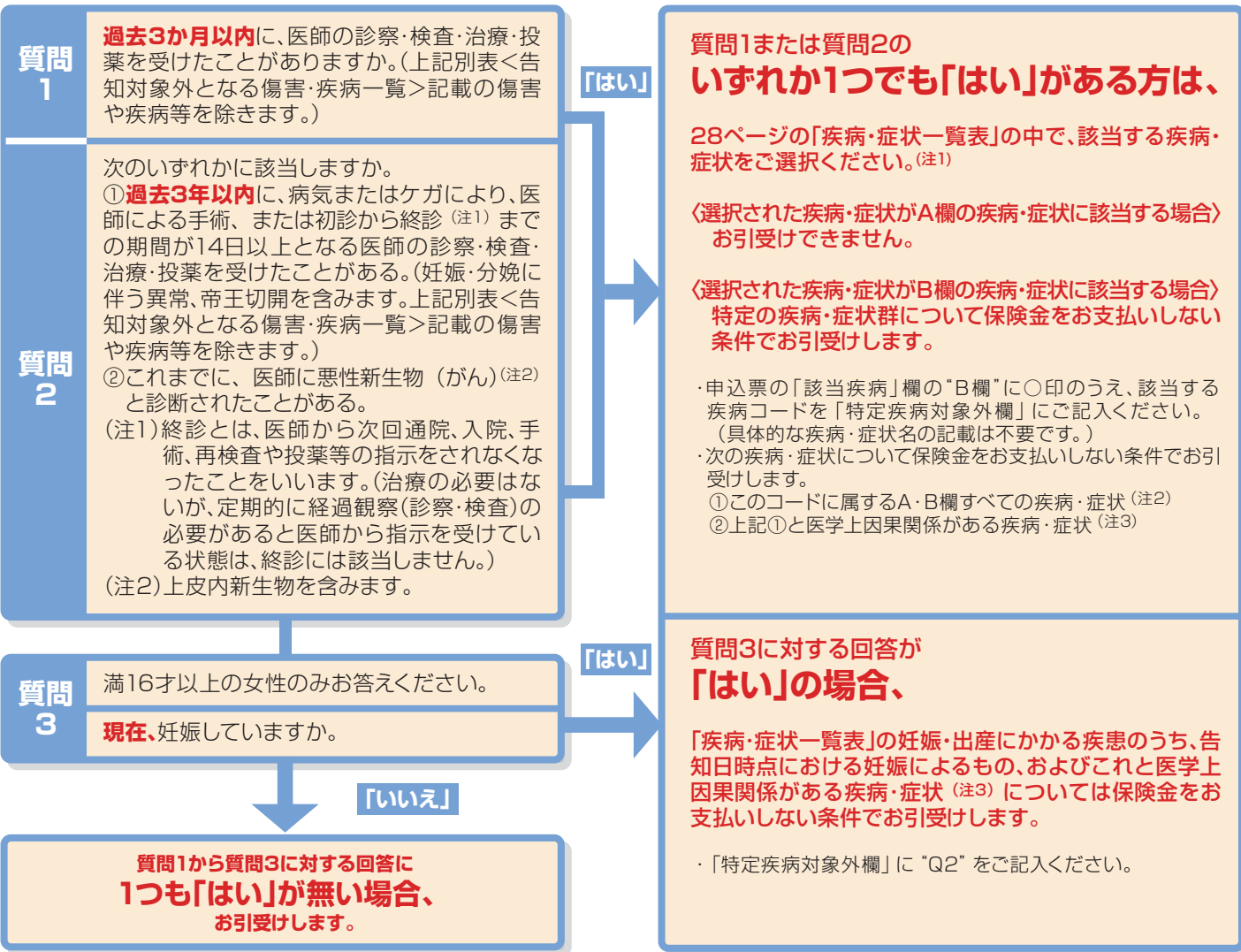
団体総合生活補償保険(MS&AD型) 健康状況告知書質問事項

ご回答は申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」、「特定疾病対象外欄」にご記入ください。

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。
- 「団体総合生活補償保険(MS&AD型)」にお申し込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には、被保険者(補償の対象者)ご自身がお答えください。*
- (*)告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。
- 下表に記載がある傷害や疾病については下記質問1および質問2に関する告知は不要です。

〈告知対象外となる傷害・疾病一覧〉

現在治療中でも告知いただく必要のないもの	●アレルギー性鼻炎*、花粉症* ●アトピー性皮膚炎* ※入院中・入院歴あり・入院予定のものは、告知いただく必要があります。 ●ケガ* ※ただし、28ページの「疾病・症状一覧表」の疾病コードJ0,J1,J2またはK0に該当するものは、告知いただく必要があります。
現在医師から次回通院、入院、手術、再検査等を指示されていない場合は告知いただく必要のないもの	●かぜ*、感冒*、インフルエンザ* ※入院、手術のないものに限りです。 ●28ページの「疾病・症状一覧表」の疾病コードJ0,J1,J2またはK0に該当するケガ ●食中毒 ●歯の疾患 ●結膜炎 ●正常分娩



注1 疾病・症状名が判明しない場合は、疾病・症状名が判明するまではお引受けを見合わせさせていただきます。
注2 (例)不整脈による受診歴のため疾病コードA0を特定疾病対象外欄に記入して加入された方が、心筋梗塞になった場合、保険金をお支払いしません。
注3 (例)疾病コードA2を特定疾病対象外欄に記入して加入された方が、心筋梗塞(疾病コードA0)になり、この心筋梗塞と疾病コードA2に属する病気(高血圧症など)との間に医学上因果関係がある場合、保険金をお支払いしません。

〈ご注意〉特定疾病対象外欄への対象外となる疾病・症状等の記載の有無にかかわらず、普通保険約款およびセットされる特約により保険金をお支払いできない場合があります。詳細は募集パンフレットをご確認ください。

疾病・症状一覧表

申込票の「特定疾病対象外欄」に記入いただく疾病コードに属する疾病・症状は下表のとおりです。

分類	疾病コード*	A欄	B欄
循環器系の疾患	A0	心臓弁膜症*、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。	不整脈(心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。)、心臓喘息、冠動脈硬化症、心筋症、心内膜炎(細菌性以外)、心房中隔欠損症
	A1	脳腫瘍、脳卒中(脳出血、脳梗塞(脳軟化)を含みます。)、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓	もやもや病、一過性脳虚血発作(TIA)、脳動静脈奇形(脳動静脈瘻)、頸動脈狭窄症
	A2		高血圧症、動脈硬化、動脈瘤(動脈解離を含みます。)、静脈瘤
	A3		リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)
消化器系の疾患	A4		低血圧症
	B0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん	急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ(良性)、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓がん、肝硬変	黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道がん	胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ(良性)、胆管炎
	B3	膵臓がん	急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
呼吸器系の疾患	B4		痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
	B5		歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
	C0	肺がん	肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(肋膜炎)、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症(肺膿瘍を含みます。)、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
泌尿器・生殖器系の疾患	C1	喉頭がん、気管支喘息*、喘息性気管支炎 ※小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。	気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C2		アレルギー性鼻炎、慢性副鼻う炎(蓄膿症を含みます。)、鼻中隔湾曲症
	D0	腎盂腎炎(腎盂炎)、ネフローゼ(症候群)	腎炎(慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。)、腎周囲炎、腎腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
内分泌系の疾患	D1	前立腺がん	前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん	乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ(良性)、子宮頸管ポリープ(良性)、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
血液・造血器系の疾患	D3		尿路結石(腎臓結石、尿管結石、膀胱結石)
	E0	糖尿病・高血糖症	
感染・寄生虫	E1		痛風
	E2		甲状腺機能亢進症(バセドウ病を含みます。)、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍(良性)
	F0	白血病、悪性リンパ腫	貧血、紫斑病
	G0	結核(腎結核を除きます。)	
神経・感覚器系の疾患	G1		腎結核
	G2		伝染性肝炎、ウイルス性肝炎* ※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3		細菌性心内膜炎
	G4		淋病、梅毒、その他の性病
筋・骨格系の疾患	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症	髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H1	筋ジストロフィー症	神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2		白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
外傷後遺症	H3		中耳炎(慢性中耳炎を含みます。)、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
	J0	脊椎カリエス	脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靭帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰椎症(ギックリ腰)
皮膚の疾患	J1	膠原病* ※ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎(チャーク・ストラウス症候群)、側頭動脈炎をいいます。	骨髄炎(急性化膿性骨髄炎を含みます。)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱腱鞘炎)、特発性大腿骨頭壊死
	J2		骨関節炎、関節内障、変形性関節症
新生物	K0		頭部外傷後遺症、脳挫傷
	LO		アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、带状疱疹、粉瘤(アテローム)
職業病	MO	悪性新生物(がん)* ※上皮内新生物を含みます。	
	NO		職業病
精神障害	PO	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害*1、ストレス関連障害*2、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害 ※1 不安障害を含みます。 ※2 パニック障害、適応障害を含みます。	
	Q1(注)		妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
妊娠・出産にかかる疾患	Q2(注)		上記<Q1>の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの

(注)「Q1」は質問1または質問2①に該当する場合、「Q2」は質問3に該当する場合に、それぞれご記入ください。
【上記の疾病・症状一覧表に該当する疾病・症状がない場合】
申込票の「特定疾病対象外欄」の「疾病コード・疾病名称」に疾病コード「R0」および「具体的な疾病・症状名(カタカナ)」をご記入ください。ご記入された疾病・症状およびご記入された疾病・症状と医学上因果関係がある疾病・症状について保険金をお支払いしない条件でお引受けします。
なお、上記の疾病・症状一覧表に該当する疾病・症状がある場合は、必ず、上記の疾病・症状一覧表の該当する疾病・症状をご選択ください。
(例)「肺炎」の場合、具体的な疾病・症状名は記入せず、「肺炎」が区分される疾病コード「C0」を選択し、記入します。

団体疾病保険
告知健康状況

団体疾病保険
告知健康状況

団体総合生活補償保険(MS&AD型) 健康状況告知書で記入のご案内(必ずお読みください)

以下の注意点を読んで、申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。
 (*) 保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。

1. 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

(注)告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

2. 正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	次のいずれかとなります。
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。この場合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。
先進医療費用保険金補償特約	②ご加入はお引受できません。

5. 現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。
 現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(*3)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に被ったケガまたは発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した三大疾病(*4)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、三大疾病を発病した時が、医師によってがんと診断された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (*1) 同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時をいいます。
- (*2) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (*3) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
- (*4) その三大疾病と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできませんご加入をそのまま継続いただけない場合があります

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。 【ご注意】
先進医療費用保険金補償特約	○現在の健康状況等によっては、継続加入できなかったり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。 ○特約によっては、新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病等時点の保険契約の条件で算出した金額となります。 ○保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が病気(先進医療の場合、ケガを含む)になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象 ー：被保険者の対象外)		
	本人(*)	配偶者	その他親族
本人型	○	ー	ー

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人(*)のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	
先進医療費用保険金補償特約	

(*) 申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は下記のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

●保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額および保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

※印を付した用語については、33～34ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	保険期間の開始後(*)に発病※した病気※のため、保険期間中に入院※された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額 × 疾病入院の日数 (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・ 疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間※(1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・ 1回の疾病入院※について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気※ ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ● 精神障害(*1)およびそれによる病気 ● 戦争、その他の変乱※、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(※2) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(*2) ● 妊娠または出産(「療養の給付」等(*3)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ● 健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(*4)(加入者証等に記載されます。) など (注) 保険期間の開始時(*5)より前に発病※した病気(*4)については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院※を開始された日(*6)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。
		(注) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	(注) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合						
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照		前ページからのつづき (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院*された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病* (これと医学上因果関係がある病*を含みます。) によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。							
三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	医師*によって、特約記載の三大疾病(がん(悪性新生物)*、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)に罹患、発病*したことが診断され、治療*を開始し、下表の支払要件を充足した場合(保険期間中にがんと診断された場合、または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により入院*された場合に限り。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払事由</th> <th>支払要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)(*1)により診断された場合に限り。また、急性心筋梗塞を発病したこと。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>脳卒中を発病したこと。</td> <td>その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> </tbody> </table>	支払事由	支払要件	がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)(*1)により診断された場合に限り。また、急性心筋梗塞を発病したこと。	—	脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	三大疾病診断保険金額の全額 (注1) 保険期間中1回に限り。また、(注2) 被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」(注)を除きます。)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●がん(悪性新生物)*、急性心筋梗塞または脳卒中を発病*した時が、この保険契約の始期日(*1)より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) ●既に保険金をお支払いした急性心筋梗塞または脳卒中(これと医学上因果関係がある急性心筋梗塞または脳卒中を含みます。) など (*1) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。
支払事由	支払要件								
がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)(*1)により診断された場合に限り。また、急性心筋梗塞を発病したこと。	—								
脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。								

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後(*)に発病*した病*の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*1) 病*を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ ② ①以外の手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 5$ (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとして扱います。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとして扱います。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	前ページ疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ
疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に放射線治療*を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後(*)に発病*した病*の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (*1) 病*を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療*について、次の額をお支払いします。 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病*の治療*のため、通院*された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。) (注) 継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意 三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中(*2)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が、がん診断時または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院の開始時からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*2) がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病*を含みます。	$\text{疾病通院保険金日額} \times \text{疾病通院の日数}$ (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院*について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数*(30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 次ページに続く	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>先進医療費用保険金</p> <p>★先進医療費用保険金補償特約</p> <p>☆特定精神障害補償特約セット</p>	<p>ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療^(※1)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。(注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】</p> <p>先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気^(※2)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <p>① ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>② この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気^(※2)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いたします。</p> <p>(※1)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。</p> <p>(※2) 先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p>	<p>被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。</p> <p>ア.先進医療に要する費用^(※)</p> <p>イ.先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。)</p> <p>ウ.先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度)</p> <p>(※) 先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。</p> <p>(注1) 加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。</p> <p>(注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。</p> <p>(注) 保険期間の開始時^(※5)より前に被ったケガまたは発病*した病気^(※4)については保険金をお支払いしません。ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>(※4) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p> <p>(※5) 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*</p> <p>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ</p> <p>●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ</p> <p>●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ</p> <p>●妊娠、出産、早産または流産によるケガ</p> <p>●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ</p> <p>●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</p> <p>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ</p> <p>●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*</p> <p>●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)</p> <p>●原因がいかなくなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎</p> <p>●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ</p> <p>●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ</p> <p>●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ</p> <p>など</p> <p>(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
<p>条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)</p>	<p>保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。</p>

- (☆) 疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)
- 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】
- 病気*を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^(※1)の原因となった病気^(※2)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。
- ①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
- ②この保険契約のお支払条件で算出した金額
- ただし、病気^(※2)を発病した時が、その病気による入院^(※1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。
- (※1) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
- (※2) 疾病入院^(※1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

【※印の用語のご説明】(五十音順)

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気*(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
- 「がん(悪性新生物)」には、上皮内新生物を含みます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(※)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。(※) いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。

- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(※)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 - ①細菌性食中毒
 - ②ウイルス性食中毒

(※) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

 - 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを行います。
 - 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
 - 「支払限度日数」とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称	・ 疾病入院保険金	・ 疾病通院保険金
-------------	-----------	-----------

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称	・ 疾病入院保険金	・ 疾病通院保険金
-------------	-----------	-----------

- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(※1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療*に該当する診療行為^(※2)

(※1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

(※2) ②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「先進医療」とは、手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「発病」とは、医師*が診断^(※)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。(※) 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
 - ②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

(注) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

<p>補償対象外となる運動等</p> <p>山岳登山^(※1)、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機^(※2) 操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗</p> <p>(※1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。</p> <p>(※2) グライダーおよび飛行船は含みません。</p> <p>(※3) 職務として操縦する場合は含みません。</p> <p>(※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p> <p>-----</p> <p>補償対象外となる職業</p> <p>オートデスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士</p> <p>その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業</p>
--

- (3) **セットできる主な特約およびその概要**
30～34ページ(2)補償内容をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- (4) **保険期間**
この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、申込票の保険期間欄にてご確認ください。

- (5) **引受条件**
ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、21～22ページ「団体疾病保険のご加入タイプ」の保険金額欄および申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
 - ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
 - ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年齢・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

24ページをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は一般社団法人 東北地域づくり協会、一般社団法人 関東地域づくり協会、一般社団法人 北陸地域づくり協会、一般社団法人 中部地域づくり協会、一般社団法人 近畿建設協会、一般社団法人 中国建設弘済会、一般社団法人 四国クリエイト協会、一般社団法人 九州地域づくり協会のいずれかが保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

■被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①他の保険契約等（*）に関する情報

（*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」「年令」

③被保険者の健康状況告知

（注）告知事項の回答にあたっては、29 ページの「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等（*）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

（*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約（*）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約（*）を解約しなければなりません。

①この保険契約（*）の被保険者となることについて、同意しなかったとき

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき

・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として病気（先進医療の場合、ケガを含む）等が発生させ、または発生させようとしたこと。

・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約（*）の存続を困難とする重大な事由が発生させたとき

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約（*）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求められます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

（*）保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、24ページ記載の方法により払込みください。24ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

30～34ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として病気（先進医療の場合、ケガを含む）等が発生させ、または発生させようとしたこと。

②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、24ページ記載の方法により払込みください。24ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、未経過期間分の保険料を返還します。

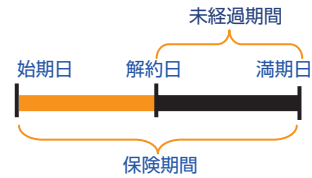
7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

38ページをご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & ADインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短時間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。

②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項

①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受けする場合があります。

②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気（先進医療の場合、ケガを含む）等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。

③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。

④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】建栄サービス株式会社
TEL 03-3291-6340

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」 [こちらからアクセスできます。](https://www.ms-ins.com/contact/cc/)

万一、ケガをされたり(先進医療費用補償のみ)、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」0120-258-189(無料)
事故は いち早く

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っていきます。
インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから
※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)0570-022-808

・受付時間[平日 9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願いします。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. **保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。** 万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険金額（ご契約金額）
保険期間（保険のご契約期間）
保険料・保険料払込方法

2. **申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。**

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、申込票に正しくご記入いただけますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

- ・申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
 - ・申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
- *ご加入いただく保険商品の申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。**

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆「健康状況告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3. **次のいずれかに該当する場合には「申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。**

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更 など）
- ・既にご加入されているがご継続されない場合
- ・既にご加入いただいている方で2023年7月31日時点で満70才、75才、80才、85才となる方

その他のご注意事項（団体疾病保険）

1. **事故にあわれた時の引受保険会社へのご連絡**

- (1) **保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡**

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

- (2) **保険金支払いの履行期**

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(※1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(※2)を終えて保険金をお支払いします。^(※3)
- (※1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
- (※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

- (3) **保険金のご請求時にご提出いただく書類**

●被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

- 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
 - ・引受保険会社所定の保険金請求書
 - ・引受保険会社所定の同意書
 - ・事故原因・損害状況に関する資料
 - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写） 等）
 - ・引受保険会社所定の診断書
 - ・診療状況申告書
 - ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
 - ・死亡診断書
 - ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

- (4) **代理請求人について**

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいけない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

- （注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*) 法律上の配偶者に限ります。

2. **この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただきます。あらかじめご了承ください。**

保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。

引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

3. **経営破綻した場合等の保険契約者の保護について**

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【病気の補償】

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

4. **お客さまのご加入内容が登録されることがあります。**

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

5. **団体契約について**

この保険は一般社団法人 東北地域づくり協会、一般社団法人 関東地域づくり協会、一般社団法人 北陸地域づくり協会、一般社団法人 中部地域づくり協会、一般社団法人 近畿建設協会、一般社団法人 中国建設弘済会、一般社団法人 四国クリエイティブ協会、一般社団法人 九州地域づくり協会のいずれかが保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者のご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

●【団体傷害保険】【団体疾病保険】 Q & A

Q 1. 健康告知はどのような場合に必要ですか？

A 1.	傷害保険	傷害保険は健康告知が必要ありません。
	疾病保険	27ページ「健康状況告知書質問事項」に沿って告知ください。 ※注意点 【新規加入の方】 選択された疾病・症状が A 欄に該当する場合、ご加入いただけません。 【既加入の方】 以前告知いただいた、もしくは保険金をお支払いした疾病コードが申込票に印字されております。「健康状況告知書質問事項」に沿ってご確認ください、変更される場合は疾病コードを二重線で削除し、署名欄にご署名をお願いします。

Q 2. 保険期間の途中で加入することはできますか？

A 2.	傷害保険	毎月受付をしています。 詳細は、各協会・弘済会もしくは代理店・扱者までお願いします。
	疾病保険	

Q 3. 保険料の税法上の取扱いはどのようになりますか？

A 3.	傷害保険	年末調整または確定申告による保険料控除の対象になりません。
	疾病保険	払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は、生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。(2023年3月現在) 控除証明書は、9月初旬にお届けします加入者証に添付されておりますので、お手元に保管いただきますようお願いいたします。 (注) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

● 事故発生時の手続

万一、事故によりケガをされたり、病気になられた場合はすみやかに下記ご連絡先または代理店・扱者にご連絡ください。(事故受付 24時間365日)

団体傷害保険

損保ジャパン
事故サポートセンター
0120-727-110

団体疾病保険

三井住友海上
事故受付センター
0120-258-189

ご連絡いただいた後に、保険金お支払いの可否や、保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内します。なお、事故が起きたり、病気になられた日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

● お問い合わせ

代理店・扱者

建栄サービス株式会社

業務推進部 担当：木村

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-1

山城ビル2階

TEL.(03)3291-6340 FAX.(03)3291-6341

(受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで)

団体傷害保険引受保険会社(幹事保険会社)

損害保険ジャパン株式会社

営業開発部第一課 担当：西山、山崎

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL.(03)3349-3322 FAX.(03)6388-0155

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

承認番号：SJ23-00483 承認日：2023/04/13

団体疾病保険引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

公務第一部営業第二課 担当：久保田、柏木

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL.(03)3259-6681

FAX.(03)3259-7213

A23-100065 承認年月：2023年4月

※契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。